

議案第 56 号

淡路広域行政事務組合同規約の変更の件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、淡路広域行政事務組合同規約（昭和 47 年兵庫県指令地第 5267 号）を次のように変更することについて、協議する。

よって、地方自治法第 290 条の規定により、議決を求める。

令和元年 9 月 2 日提出

淡路市長 門 康 彦

淡路広域行政事務組合同規約の一部を改正する規約

淡路広域行政事務組合同規約（昭和 47 年兵庫県指令地第 5267 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条ただし書を削り、同条中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とする。

第 17 条を削る。

別表第 3 条第 6 号の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（事業及び事務の引継）

2 淡路広域行政事務組合の農業共済事業及び事務は、この規約の施行日から兵庫県農業共済組合がこれを行う。

淡路広域行政事務組合同規約の一部を改正する規約新旧対照表

現 行	改 正 案																					
<p>(共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。<u>ただし、第6号に係る事務については、洲本市及び淡路市の区域に係るものに限る。</u></p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく農業共済事業及び農業経営収入保険事業に関する事務</u></p> <p><u>(7) その他関係市の広域行政の推進に関する事務</u></p> <p>(地方公営企業法の適用)</p> <p>第17条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第3項の規定に基づき、組合の行う農業共済事業に、同法の財務規定等を適用する。</p> <p>別表(第12条第2項関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>負担金の算出方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3条第3号</td> <td>均等割33%、牛頭割67%</td> <td>牛頭割は、最近の農業に係る指定統計調査の結果に基づく飼養頭数による。</td> </tr> <tr> <td>第3条第6号</td> <td>洲本市及び淡路市に係る当該年度の地方交付税の農業共済事業事務費に係る基準財政需要額を基礎として算定した額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>均等割33%、人口割67%</td> <td>人口割は、最近における国勢調査の人口による。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	負担金の算出方法	備考	第3条第3号	均等割33%、牛頭割67%	牛頭割は、最近の農業に係る指定統計調査の結果に基づく飼養頭数による。	第3条第6号	洲本市及び淡路市に係る当該年度の地方交付税の農業共済事業事務費に係る基準財政需要額を基礎として算定した額		上記以外	均等割33%、人口割67%	人口割は、最近における国勢調査の人口による。	<p>(共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) その他関係市の広域行政の推進に関する事務</u></p> <p>別表(第12条第2項関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>負担金の算出方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3条第3号</td> <td>均等割33%、牛頭割67%</td> <td>牛頭割は、最近の農業に係る指定統計調査の結果に基づく飼養頭数による。</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>均等割33%、人口割67%</td> <td>人口割は、最近における国勢調査の人口による。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	負担金の算出方法	備考	第3条第3号	均等割33%、牛頭割67%	牛頭割は、最近の農業に係る指定統計調査の結果に基づく飼養頭数による。	上記以外	均等割33%、人口割67%	人口割は、最近における国勢調査の人口による。
区分	負担金の算出方法	備考																				
第3条第3号	均等割33%、牛頭割67%	牛頭割は、最近の農業に係る指定統計調査の結果に基づく飼養頭数による。																				
第3条第6号	洲本市及び淡路市に係る当該年度の地方交付税の農業共済事業事務費に係る基準財政需要額を基礎として算定した額																					
上記以外	均等割33%、人口割67%	人口割は、最近における国勢調査の人口による。																				
区分	負担金の算出方法	備考																				
第3条第3号	均等割33%、牛頭割67%	牛頭割は、最近の農業に係る指定統計調査の結果に基づく飼養頭数による。																				
上記以外	均等割33%、人口割67%	人口割は、最近における国勢調査の人口による。																				

議案第 57 号

淡路広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分に
関する協議の件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 289 条の規定により、淡路広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分を、次のとおり定めることについて、同法第 290 条の規定により、議決を求める。

令和元年 9 月 2 日提出

淡路市長 門 康 彦

淡路広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分に
関する協議書

淡路広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 289 条の規定により、下記のとおり協議する。

記

1 兵庫県農業共済組合へ帰属させる財産

- | | |
|-------------------|--------------------|
| (1) 農業共済管理の有形固定資産 | 令和 2 年 3 月 31 日現在高 |
| (2) 農業共済管理の物品等 | 令和 2 年 3 月 31 日現在高 |

議案第 5 8 号

権利の放棄の件

次のとおり、権利を放棄することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 0 号の規定により、議決を求める。

令和元年 9 月 2 日提出

淡路市長 門 康 彦

1 放棄しようとする権利の種類

淡路市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 1 7 年淡路市条例第 1 0 7 号）第 1 2 条第 1 項の規定による阪神・淡路大震災に係る災害援護資金の貸付けを受けた者の連帯保証人に対して市が有する権利

2 放棄しようとする権利の額及び件数

放棄しようとする権利の内容	金額	件数
災害援護資金の償還未済額に相当する額の保証債権	1 7 0 , 9 5 3 , 7 6 6 円	1 0 5 件
災害援護資金について令和元年 7 月 3 1 日までに生じた利息の償還未済額に相当する額の保証債権	1 3 , 4 5 2 , 0 0 6 円	1 0 5 件

3 権利を放棄しようとする理由

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第 2 7 号）が令和元年 6 月 7 日に公布、同年 8 月 1 日から施行され、平成 3 1 年 4 月 1 日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けを受けた者の連帯保証人に対して有する権利について、市が当該災害援護資金の償還期間の終期から 1 0 年を経過した後に地方自治法の規定により議会の議決を経て当該権利を放棄したときは、県は、市に対し、当該連帯保証人の保証を受けた者であって内閣府令で定める事由があるものの災害援護資金の償還未済額に相当する額の貸付金を免除するものとする特例が設けられた趣旨を踏まえ、阪神・淡路大震災から 2 0 年以上が経過し、貸付けを受けた者及びその連帯保証人の置かれている状況等が大きく変化していることに鑑み、当該連帯保証人に対して市が有する権利を放棄する。

(参考資料)

権利の放棄に関する参考資料

1 災害援護資金の償還未済額及び令和元年7月31日までに生じた利息の償還未済額

- (1) 災害援護資金の償還未済額 170,953,766円
- (2) 災害援護資金に係る利息の償還未済額 13,452,006円

2 災害援護資金の償還未済額の状況(令和元年7月31日時点)

(単位:円)

区分	当初貸付額		償還済額	償還免除 済額等	償還未済額	
	件数				件数	
津名	498	1,234,700,000	1,182,418,125	19,842,642	17	32,439,233
岩屋	209	505,900,000	465,809,454	7,710,381	23	32,380,165
北淡	392	991,500,000	938,822,499	7,205,094	33	45,472,407
一宮	323	915,700,000	875,135,788	2,500,000	20	38,064,212
東浦	132	364,900,000	334,771,486	7,530,765	12	22,597,749
合計	1,554	4,012,700,000	3,796,957,352	44,788,882	105	170,953,766

上記の表は、利息分を省略している。